

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）等へのご意見をお寄せください。

令和6年4月に改正された建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「改正建築物省エネ法」という。）及び東京都が策定した「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を踏まえ、葛飾区においても、建築物の再生可能エネルギー利用設備の設置促進につながる措置を講じることで、ゼロエミッションの実現に資するために、「葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定を予定しています。

本計画では、再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の設置促進を図るために、設計者から建築主に対し、建築物に設置することができる再エネ利用設備を導入する意義やメリット、設置により生じる費用等について説明することを義務付けています。

このため、本計画と併せて、説明の対象となる建築物の用途と規模について条例を制定する予定です。

この度、葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）及び（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）を取りまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

計画の要旨

1 公表事項

- （1）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）
- （2）（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）

2 概要

- （1）区域の指定範囲 葛飾区全域
- （2）建築物の規制緩和

区域内の建築物に対して、建築基準法における高さ制限等に係る特定行政庁の特例許可を受けることを可能とするための要件を定める。これにより、高さ制限等を超える場合であっても、特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光発電設備等の再エネ利用設備の設置が可能となる。

- （3）建築主への説明義務

建築物を設計する建築士が、建築主に対し、設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について説明することを義務付けし、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進を図る。

- （4）条例について

改正建築物省エネ法の規定では、「条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再エネ利用設備について、書面を交付して説明しなければならない。」とされており、説明義務に効力を生ずるために、建築物の用途と規模について条例で定める必要があることから、計画の策定に合わせて、条例を制定する。

3 閲覧・意見提出期間

令和6年12月9日（月）～令和7年1月7日（火）（必着）

4 意見提出方法

ご意見提出用紙又は任意の書式に「ご意見・住所・氏名・電話番号」を記入のうえ、郵送、ファクス又は持参のいずれかの方法により提出してください。

5 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見については、計画（案）及び条例（案）の取りまとめの参考とさせていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、区ホームページで後日公表いたします。

ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 提出先・問い合わせ先

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所 都市整備部 建築課 計画指導係

TEL：03（5654）8355

FAX：03（3697）1660